

## 第6節 災害広報計画

第1項 広報体制の整備

第2項 広報要領

第3項 広報の実施方法

### 第1項 広報体制の整備

《基本方針》

被害の状況及び応急対策あるいは復旧等に関する情報の広報については、市及び関係機関が迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般住民に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図るものとする。

#### 1. 広報体制の整備

##### (1) 運用体制の整備

市及び関係機関は、次により広報運用体制の整備を図る。

- 1) 広報重点地区（各災害危険地区）
- 2) 地区住民（要援護者）の把握
- 3) 広報・広報担当者の習熟
- 4) 広報文案の作成
- 5) 広報優先順位の検討
- 6) 伝達ルートが多ルート化

##### (2) 広報施設

市及び関係機関は、次の広報施設の整備・拡充を図り、住民に対する災害広報を実施する。

- 1) 防災行政無線
- 2) その他の無線放送施設
- 3) 広報車
- 4) 有線放送施設
- 5) 関係資機材等

##### (3) 住民等からの問い合わせに対する対応

“総務班”は、大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内に「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めることにする。

また、災害相談窓口は市災对本部の各班により編成され、行方不明者の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の申請、医療相談、生活相談等の市役所の実施する災害対策業務の受付案内を行う。また、災害によって生じる法律問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するため、社会福祉協議会、弁護士会、建設協力会等に協力を要請する。

- 1) 行方不明の受付
- 2) り災証明
- 3) 税の減免
- 4) 仮設住宅への入居申請
- 5) 住宅応急修理の相談
- 6) 医療相談
- 7) 生活相談等
- 8) 災害によって生じる法律問題

## 第2項 広報要領

### 《基本方針》

市が行う広報内容については、以下のものについて配慮するものとする。なお、避難勧告等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

### 1. 住民に対する広報要領等

#### (1) 広報要領

#### 《住民に対する広報の要点》

- ア. 災対本部設置・廃止（年 月 日時分）
- イ. 「避難勧告・指示」及び「避難所情報」
- ウ. 自主防災組織等に対する活動実施要請に関する事
- エ. 安否情報に関する事
- オ. 気象予報、警報の状況
- カ. 余震、二次災害危険の見通し
- キ. ガス漏れ、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- ク. 交通停滞解消への協力
- ケ. 電話混雑解消への協力
- コ. 上水道の飲用注意
- サ. 生活関連施設（電気、水道、鉄道、道路等）の被害と復旧の見込み
- シ. 給食、食糧、生活必需品の確保状況
- ス. 応急仮設住宅の供与に関する事

これらの広報内容については、事前に広報文例や広報録音テープを作成しておくことが望ましい。

### 2. 放送機関に対する放送要請計画

#### (1) 報道機関への広報要請【資料編\*1 参照】

機関に対する災害情報の発表項目は、次のとおりである。

\*1 ● 資料 3.6.1 「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」

《報道機関に対する発表項目》

- ア. 災害の種別
- イ. 発生日時及び場所
- ウ. 被害の状況
- エ. 応急対策実施状況
- オ. 住民に対する避難勧告・指示の状況
- カ. 避難所の情報
- キ. 住民及び被災者に対する協力・注意事項

(2) 県への広報要請

市長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知事に対して基本法第57条に基づき、無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。ただし、放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、県（防災危機管理局）を通じて行う。

- 1) 要請権者 市町村長、県知事
- 2) 要請先 NHK福岡放送局
- 3) 要請事由 災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。
  - ア. 事態が切迫し、避難勧告、指示や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する。
  - イ. 通常の市町村、防災機関等の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること。
- 4) 要請手続
  - ア. 要請は別紙様式による。【資料編\*2\*3 参照】

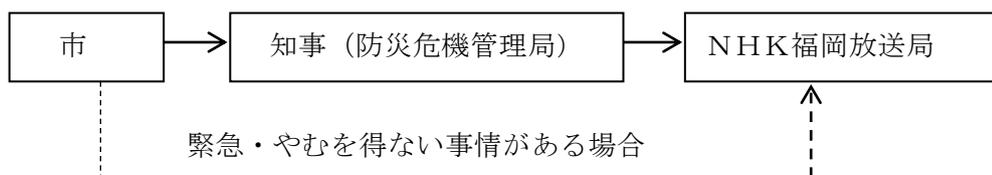
基本法第57条に基づき、県知事とRKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社とは、「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。

市災対本部長は、この協定に基づき各放送機関に対して災害に関する対策のための放送要請を行う。

イ. 要請方法

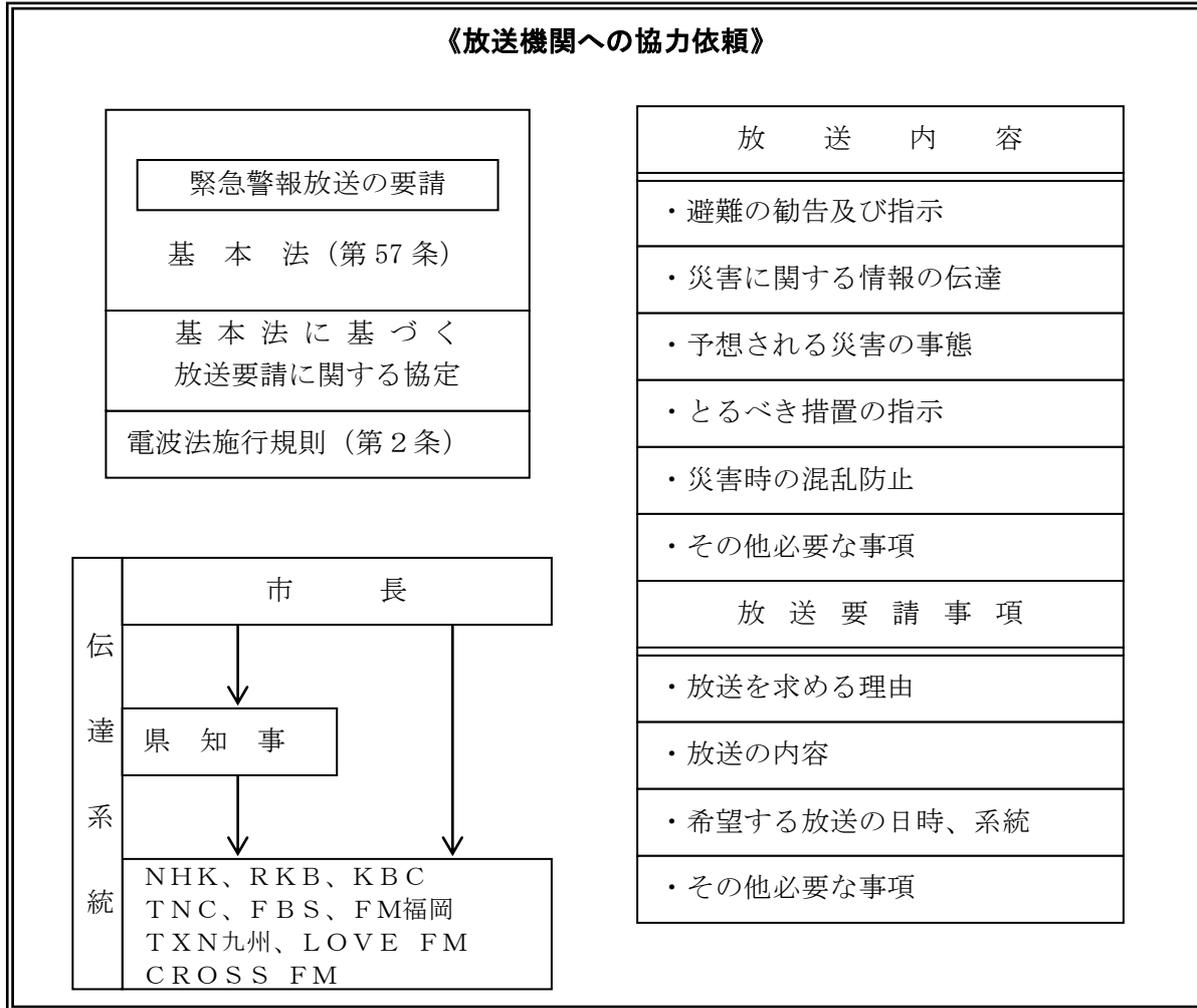
原則として県を窓口とする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、市町村からも直接要請できる。

《緊急警報放送要請依頼》



\*2 ● 資料 3.6.2 「放送要請様式」

\*3 ● 資料 3.6.3 「緊急警報放送に関する確認」



### 第3項 広報の実施方法

#### 1. 広報の実施方法

##### (1) 広報方法及び経路

関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに広報活動を行う。

- 1) 通信による地区広報
- 2) 報道機関による広域広報
- 3) 広報車等による現場広報
- 4) 行政区長及び自主防災組織における広報
- 5) 避難所・避難地等における派遣広報
- 6) 広報紙の掲示・配布等による広報

《災害広報伝達経路及び方法》

防災行政無線、広報車、サイレン、広報紙  
 インターネット、電子メール

